

各基本目標・基本計画の進捗状況について

【基本目標 1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり】

棒グラフは、A 評価：4 点、B 評価：3 点、C 評価：2 点、D 評価：1 点とし、各基本計画内の各取組の評価を数字に変換して、平均化したものです。

なお、グラフは、計画施行初年度の R 2 年度単年評価（灰色）と R 2～R 6 年度までの総評（青色）を比較して示しています。

例：基本計画 1－(1) 内の取組は 8 項目

R 2 年度評価

B 評価 1 つ、C 評価 6 つ、D 評価 1 つ

$3 \text{ 点} \times 1 + 2 \text{ 点} \times 6 + 1 \text{ 点} \times 1 = 16$

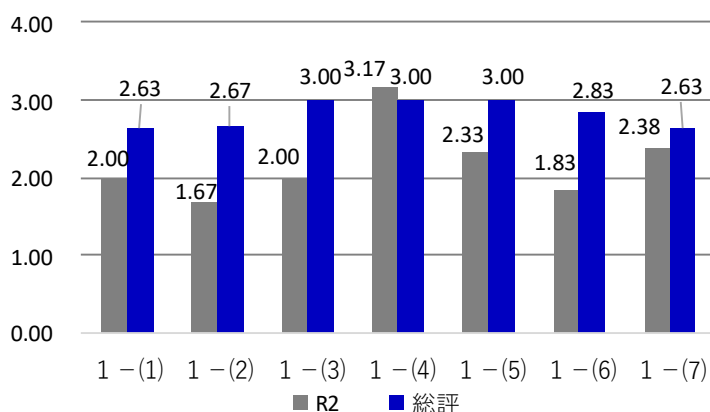
$16 \div 8 = 2.00$

総評（R 2～R 6 年度）

A 評価 1 つ、B 評価 3 つ、C 評価 4 つ

$4 \text{ 点} \times 1 + 3 \text{ 点} \times 3 + 2 \text{ 点} \times 4 = 21$

$21 \div 8 \div 2.63$



基本計画
1-(1) 地域を支える住民活動・団体活動の促進
1-(2) 官民協働・福祉以外の分野との協働
1-(3) 地域福祉・住民交流の拠点の整備
1-(4) 災害に備えた支え合い体制の構築
1-(5) 自死に追い込まれない社会づくり
1-(6) 地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり
1-(7) 誰もが活躍できる環境の整備

基本目標 1 地域全体がつながり、支え合うまちづくりの総評について

7つの基本計画うち、6つの基本計画において、大きく評価が伸びました。

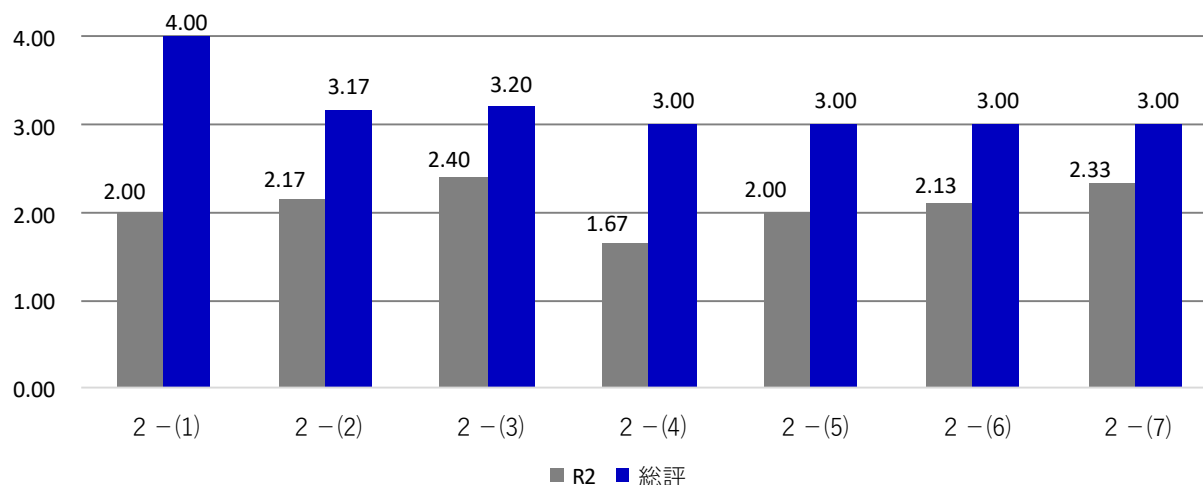
R 2 年度評価と総評で評価が大きく伸びた基本計画『1-(2) 官民協働・福祉以外の分野との協働』については、6つの取組があり、社会福祉法人や事業者との協働を促進する取組、法人連絡会の開催、生計困難者に対する支援を県内の社会福祉法人が協働して実施する「えんくるり事業」や事業者が地域福祉活動に参加する機会を創出する取組を進めました。

また、『1-(6) 地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり』については、6つの取組があり、地域や高齢者など、見守り支援のために、在宅福祉員や民生委員・児童委員との連携を促進する取組を実施しました。

一方で、R 2 年度評価と総評で評価が伸びなかった基本計画は、『1-(4) 災害に備えた支え合い体制の構築』でした。防災に関する取組については、今後も取組を継続していく必要があります。第2期計画においても、福祉避難所の開設を含む防災訓練等の充実をはじめとした、地域防災力の向上など、災害に備えるための取組を進めます。

また、『1-(7) 誰もが活躍できる環境の整備』については、評価は向上したものの、今後も引き続き手話言語の普及推進やファミリーサポートセンター事業の実施などの取組を充実させる必要があります。

【基本目標 2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進の総評について】



基本計画	
2-(1) 総合的な相談支援体制の整備 【重点項目】	2-(4) 虐待やDVから守るための支援
2-(2) 分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供	2-(5) 権利擁護の推進
	2-(6) 心身の健康づくり・健康寿命の延伸
2-(3) 適切で利用しやすい福祉サービスの提供	2-(7) 居住・就労・移動手段の確保支援

基本目標 2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進の総評について

すべての基本計画において、R2年度評価と総評で評価が伸びました。

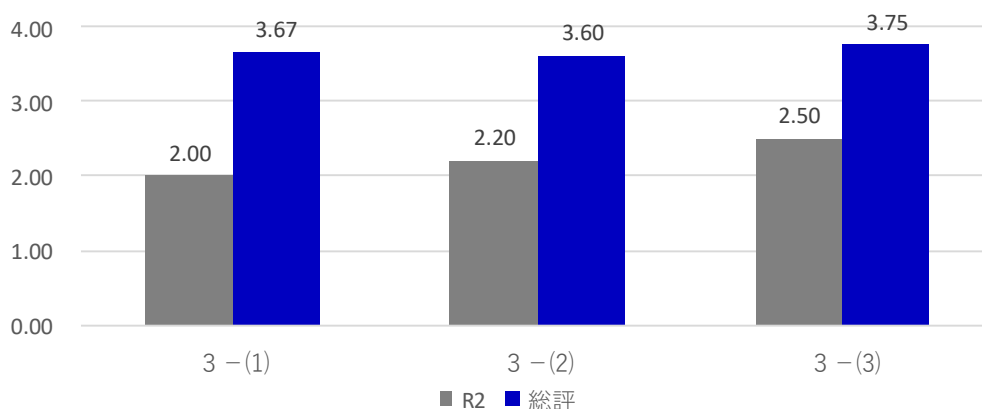
特に、重点項目である『2-(1) 総合的な相談支援体制の整備』においては、2つの取組があり、米子市社会福祉協議会のコミュニティワーカーを市内の7つの地区に配置し、地域づくりのモデル事業を実施する取組と、総合相談支援センターの在り方の検討をする取組を実施しました。

「45 モデル事業による実証実験の実施」においては、R3年度をもって実証実験は終了し、必要なコミュニティワーカーの人数や、総合相談支援センターの運営に必要な人材など、総合相談支援センターの開設に向けて準備する取組を進めました。

また、「46 総合相談支援センターの在り方の検討」については、第1期計画期間であるR4年4月に総合相談支援センター「えしこに」を開設し、運営する中で、今後の総合相談支援センターの在り方について検討をしました。第2期計画においては、総合相談支援体制の更なる充実に向けて、日常生活圏域ごとに支援チームを編成し、これまで以上に関係機関と連携して支援を行います。

『2-(5) 権利擁護の推進』においては、「62 法人後見事業の検討」の取組のなかでは、市社協として法人後見の受任実績をつくることが出来ました。第2期計画においても、「64 日常生活自立支援事業の実施」の取組におけるサービス利用者と併せて、法人後見の受任件数の増加のために取組を進めます。

【基本目標 3 未来へつながる人づくりの総評について】



基本計画	
3-(1) 地域の人材発掘・育成	3-(3) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進
3-(2) 福祉従事者の確保・育成	

基本目標 3 未来へつながる人づくりの総評について

すべての基本計画において、R2年度評価と総評で評価が伸びました。

『3-(1) 地域の人材発掘・育成』については、新たな地域福祉活動者の発掘のための情報発信や、地域住民に対し、地域福祉活動やボランティア活動の実践に関する講座を実施することで、地域福祉に対する意識の向上を図りました。また、市職員・市社協職員が地域活動に参加する環境の整備のために、研修会を実施しました。これらの取組は、第2期計画においても引き続き実施します。特に、地域住民が参加するボランティア活動に関する取組については、1つの基本計画として項目を立てて、力を入れて推進します。

『3-(2) 福祉従事者の確保・育成』については、福祉専門職の育成を目的とした大学や福祉事業者との連携による研修会等の実施や看護師・保健師、社会福祉士の実習生受入れ、こどもの学習支援を実施する人材の育成の取組を進めました。また、市外の若者に、市内の企業情報や就職関連情報を発信することで、U・Iターンの促進を行い、人材確保に向けて取組を実施しました。第2期計画においても、引き続き、福祉人材確保・福祉人材育成のために、これらの取組を継続します。

『3-(3) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進』については、社会福祉事業の推進に功績のあった個人、団体に対し、「社会福祉大会」等において表彰を行うことで福祉意識の啓発を行う、小学生の時から福祉の心を育めるよう、福祉教育を推進する取組を実施しました。特に、地域に愛着を持つ人が増えるように、第2期計画においては、「福祉教育の啓発・福祉教育の推進」を重点項目として取組を進めます。